

前橋市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定により、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査基準の確保を図ることを目的とする。

(検査方針)

第2条 検査は、特定教育・保育提供者の業務管理体制の整備状況を検証し、問題点が確認された場合において、その問題点に対する特定教育・保育提供者の認識を確認し、事実関係の的確な把握等を前提に、必要に応じて行政上の措置をとることを主眼とする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、法第55条第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の体制)

第4条 検査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、子育て施設課との合同で実施することができる。

2 検査は、2人以上の班を編成して行い、その編成及び実施日数は、毎年度策定する検査計画において定める。

(検査の種類)

第5条 検査は、次の類型とする。

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、すべての特定教育・保育提供者を対象に、原則として6年に1回以上、行うものとする。

(2) 特別検査

次のいずれかに該当する場合に、当該特定教育・保育提供者の組織的関与の有無を検証するために行うものとする。

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき

ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

(検査方法等)

第6条 一般検査及び特別検査は、次の方法により行うものとする。

(1) 一般検査

ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。

イ 特定教育・保育提供者の職員に出頭を求める。

ウ 特定教育・保育提供者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

エ 検査は、検査指針を踏まえ、原則として次の手続きに基づき実施する。ただし、検査の状況等により、機動的な対応をとることを妨げない。

(ア) 立入検査の通知

検査計画に基づき検査対象となる特定教育・保育提供者に対し、文書等により事前に通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は、あらかじめ通知しないこととし、立入時に速やかに告知するものとする。

(イ) 一般検査後の取扱い

一般検査を担当した職員は、検査終了後、速やかにその結果についての調書を作成し、特定教育・保育提供者における意見や要望等がある場合は、これを付して上司に復命する。ただし、重大な事項については、直ちに報告を行う。

(ウ) 検査結果の通知等

a 検査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

b 上記 a で通知した事項について、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

なお、検査結果報告書の提出期日については、検査結果通知書の発送日の30日以内とする。

(エ) 行政上の措置

検査の結果、行政上の措置を要すると認められた場合には、以下の行政上の措置に係る文書を特定教育・保育提供者に交付し、当該行政上の措置に係る対応について、期限を付して報告を求めるものとする。

a 勧告

内閣府令で定める基準に沿って適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた特定教育・保育提供者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

b 命令

勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 特別検査

特別検査の実施手続きは、上記(1)エと同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。